

野澤組規程第二十二号

利用規約の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月二十三日

野澤組 代表 野澤

利用規約の一部を改正する規程

利用規約（令和五年野澤組規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第二十条 野澤組は、投稿が前条の規定に違反すると認めるとき、又は第三者から権利の侵害の申告を受けて必要と認めるときは、当該投稿の全部若しくは一部を非公開とし、又は削除することができる。 2 野澤組は、投稿を監視する義務を負わない。前項の措置を講じないことをもって、野澤組が当該投稿の内容を承認したものとはみなさない。 3 ユーザーは、自己の投稿について、野澤組に対しその消去を請求することができる。野澤組は、法令又は紛争への対応のために保存する必要がある場合を除き、これに応ずる。 4 野澤組は、投稿に係る通信の記録（インターネット・プロトコル・アドレス及びブラウザに関する情報をいう。）を、権利の侵害に係る発信者情報の開示の請求<u>その他法令に基づく請求に応ずるため、消去しない。投稿が削除されたときは、当該投稿に係る記録も併せて消滅する。当該記録の個人情報としての取扱いは、プライバシーポリシーの定めるところによる。</u>	第二十条 野澤組は、投稿が前条の規定に違反すると認めるとき、又は第三者から権利の侵害の申告を受けて必要と認めるときは、当該投稿の全部若しくは一部を非公開とし、又は削除することができる。 2 野澤組は、投稿を監視する義務を負わない。前項の措置を講じないことをもって、野澤組が当該投稿の内容を承認したものとはみなさない。 3 ユーザーは、自己の投稿について、野澤組に対しその消去を請求することができる。野澤組は、法令又は紛争への対応のために保存する必要がある場合を除き、これに応ずる。 4 野澤組は、投稿に係る通信の記録（インターネット・プロトコル・アドレス及びブラウザに関する情報をいう。）を、権利の侵害に係る発信者情報の開示の請求に応ずるために<u>必要な期間に限り保存し、当該期間の経過後は消去する。</u>

（傍線部分は改正部分）

（注）この表は、改正の記録に在る項の文掲げる。号及び条の見出しの改正は、末尾の参考（改正の要旨）による。

附 則

この規約は、令和八年九月二十五日正午（日本標準時）から施行する。

（参考）改正の要旨



第二十条第四項を改め、投稿に係る通信の記録を「開示の請求に応ずるために必要な期間に限り保存し、当該期間の経過後は消去する」としていた定めを、法令に基づく請求に応ずるため消去しないことに改めた。投稿が削除されたときは当該投稿に係る記録も併せて消滅する。個人情報としての取扱いはプライバシーポリシーの定めるところによることを明らかにした。プライバシーポリシー第十二条第三項の改正（野澤組規程第二十一号）と同じ内容を、利用規約の側でも一致させるための改正である。

